

## 「学力に関する証明書」申請時の注意事項

### 1. 「学力に関する証明書」とは

**「学力に関する証明書」とは、教育職員免許状（以下、「免許状」と呼びます。）を取得するにあたって必要な単位数を関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことを指します。**

「学力に関する証明書」は、①在籍した学科で入学時に取得可能であった教員免許、②児童学科、子ども心理学科及び教育学科に在籍した方が他学科において履修可能であった教員免許、①もしくは②に該当する場合、該当免許についての「学力に関する証明書」を申請することができます。

なお、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目のみの「学力に関する証明書」は在籍学科に関わらず、申請することができます。

### 2. 「学力に関する証明書」の用途

主な例として①現時点で免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合、②現時点で免許状取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合、③現時点で免許状取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合があります。

### 3. 「学力に関する証明書」作成時に準拠する法令

教育免許法は制定後、改正がされており、新法（現行法）、旧法、旧旧法、旧旧旧法と区別しています。準拠する教員免許法に応じて証明書の記載内容が異なります。

準拠する教員免許法	本学における対象者
新法（現行法）	2019 年度以降の入学生・編入学生
旧法	2000 年度～2018 年度入学生・編入学生
旧旧法	1990 年度～1999 年度入学生・編入学生
旧旧旧法	1989 年度以前の入学生・編入学生

①2018 年度以前に入学された方（旧法以前適用）で在籍中に修得できなかった不足単位をこれから修得する、もしくは別の学校種、科目の免許状を新たに取得する場合は、原則として新法（現行法）に読み替えた「学力に関する証明書」を申請する必要があります。

②原則的には上記①のとおりですが、**用途によって準拠する教員免許法は異なる場合があります。提出先に必ず確認をした上で、申請してください。**

### 4. その他

①在籍中に取得した科目名、単位数、成績を記載した証明書は「成績証明書」です。「成績証明書」と「学力に関する証明書」は異なりますので、ご注意ください。

②複数の免許状について修得単位を証明する場合は、それぞれの免許状についての「学力に関

する証明書」が必要です。

- ③原則として**本学所定書式で発行**いたします。提出先に所定用紙がある場合、本学の所定用紙では受け付けできないか、事前に提出先に確認をお願いいたします。
- ④**教職に関する科目の証明であり、免許状取得の証明ではありません**。免許状紛失の場合等、免許状取得の証明については、免許状授与権者である発行元の教育委員会にお問い合わせください。なお、在籍時に本学を通じて免許状を一括申請した場合の授与権者は神奈川県教育委員会になります。
- ⑤英文の「学力に関する証明書」の発行はできません。

#### 5. 証明書発行サービス利用にあたって

- ①「学力に関する証明書」を「証明書発行サービス」で申請された方に対し、利用申請時登録メールアドレスにFormsURLを送付します。**作成のための情報として必要ですので、必ずFormsにご回答ください**。ご回答いただいた情報を基に、「学力に関する証明書」を作成いたします。
- ②Forms 回答日を受付日とし、受付日から10営業日後（土日祝日除く）に証明書が完成、その後郵送いたします。